

第四章 近・現代

史料解説

一、城崎地域の近・現代史料

行政文書

地方自治体史の執筆にあたり、行政当局の政治内容を系統的に知るための基本史料は、各戸長役場や、市制・町村制施行後は市・町・村役場に記録された行政文書である。しかし旧城崎町関係の場合、大正十四年五月の北但大震災でそのほとんどが失われたとみえ、城崎町会会議録綴や温泉を管理する湯島区会会議録綴は震災以降しか保存されていない。また内川村関係も、太平洋戦争後から昭和三十年二月の町村合併までの村委会会議録綴はほぼ現存しているが、戦前の分の所在は不明であった。これらを補うものとして戸島区区有文書・今津公民館文書・来日公民館文書や内川村誌編纂の過程で収集された内川村誌史料があるが、北但震災以前の湯島地区の行政文書が少ないことは変わらない。したがって本文編執筆にあたっても制約を受けた。

この他、城崎小学校には明治中期以降の学校日誌が保存されており、本文編での史料として大いに参考になつた。一日あたりの叙述は簡単であるが、とくに戦前期は学校内の行事だけでなく城崎町域のものにも触れているので教育・社会風俗の貴重な史料となつている。この日誌は城崎小学校創立百周年記念誌編集委員会編『城崎小学校百年史』（城崎小学校創立百周年記念事業委員会、昭和五十三年）にかなり引用されているので、今回の史料編には紙幅の都合上、収録しなかつた。

各家所蔵 文書 楽々浦の瀬崎藤右衛門・今津の上崎茂・桃島の秦忠雄・原田昇吉家のほか、湯島の坂本文也・藤野力家などの御協力で、貴重な史料を多数収集することができた。本文編で活用させて頂いたのはもとより、その一部を史料編に収録した。各家所蔵の文書にも行政文書同様、北但大震災以前の湯島の情況を伝えるものはほとんど発見されていない。

なお、史料編の付編で解説する「石田松太郎手記」（湯島の石田弘家蔵）は、石田松太郎が古老から聞いた話も含め、明治初年から昭和戦前期までを回想したものである。北但大震災以前の湯島地域に関する一次史料の不足をかなり補う貴重な記録である。

新聞と当事者の談話 近・現代史の史料として新聞は、行政文書や各家所蔵文書に勝るとも劣らない価値をもつてゐる。もちろん新聞記事には記者の主観・社の方針が反映されているので、事実との間にある程度のズレを生じるおそれがあるが、一次史料とよばれるものや手記・回想録の類でも筆者の主観が混じることは同様であり、使用する際に注意をすればよいのである。新聞記事には系統性があるのも特色で、断片的な一次史料の理解を助け、また、一次史料が震災・火災などで失われている場合には、新聞のみが唯一の史料となることが多い。

『城崎町史』では、但馬地域の自治体史としては初めて、本格的に新聞史料を活用することを目指して収集に努めた。一次史料のほとんどない但馬の自由民権運動については、『大坂日報』や『立憲政党新聞』（京都府立総合資料館所蔵マイクロフィルム）を、また初期議会期から北但大震災前に関しては、『神戸又新日報』・『神戸新聞』（神戸市立中央図書館所蔵マイクロフィルム）を活用した。また内湯問題に関しては、『神戸又新日報』・『神戸新聞』で史料を補つた。敗戦後から町村合併までは『神戸新聞』（但馬版）

（豊岡市立図書館所蔵）の記事の助けも借りた。

この他、本文編では内湯問題・戦後の民主化運動・町村合併などについて、故伊賀市太郎・片岡真一・千葉実・塚本俊三・出口光治・中島謙治郎・早川道夫・平井亀雄・故藤原金太郎・古池信一・増田毅一氏など、当時の問題に関わった諸氏から貴重な談話を伺うことができた。

以上の新聞記事と談話は、量的に厖大であり、今回の史料編には紙幅の都合上すべて割愛した。新聞記事は各図書館で、公開されており、記事を捜す手間を別にすれば閲覧しやすいことも考慮したことである。

（伊藤之雄）

二、近・現代史料の概要

1、明治維新と布達

「明治維新と布達」として掲載している史料は三つの種類からなっている。一つは、久美浜陣屋から矢つぎ早やに出された布達であり、二つには明治十一～十二年の物産取調べ史料、三つめは楽々浦小学校の学校経費を示す史料である。いわば明治初期の政治（布達）、経済（物産）、教育に関する史料ということになる。

(1)、久美浜陣屋の布達

久美浜陣屋、久美浜県庁から出された一連の布達は幕末から明治初年にかけた天地の逆転、昨日の社会体制が今日はすでに変動しているという激動の時代に懸命に対応しようとする政治の姿勢を示している。布達の中では、民衆済度の教法に背き、封建教学に墮し、民衆の分裂支配の支えにすらなつていた仏教に批判の目を向け、明治新政の「光輝の基」になる仏法への転換と研究練磨を強く求めている。ほとんどどの佛教寺院が封建権力に寄生し、衆生済度の原点を失っていたことへの批判はその限りにおいて正しかった。

また、久美浜陣営官軍執事の達書は明治新政の正当性を封建時代の「大公儀の百姓」を「中古以来の武家の押領」の結果であつたとし、本来「四海の民はすべて天子の百姓」であつたとして明治新政の正当性を主張している。そして、その天皇制正当性の具体化として、洪水など災害時に幕吏によつて貸付けられたものをすべて帳消し（悪政の除去）にするとか、但馬国支配地の銀納制を銀納以前の状態にもどす（制度の改革）とか、富者のみが利益を得る税制を改め、窮民救済の道を立てる（不公平の是正）等々公正の政治を約束している。しかし、その一方においては、封建時代の触書と同質の布達を出し、徒党の禁止など厳しい規制をしいてゐる。

(2)、明治初年の経済——物産の取調べ

城崎町域の各村の「物産取調書上帳」は各村の田畠の反別・物産とその収穫量、価格等が克明に記載さ

れている。物産としては米・もち米・大麦・小麦・粟・黍・大豆・そば・甘薯・馬鈴薯・蘿蔔（大根の一種）・麻・楮皮・繭等々多くの品種にのぼっており、その値段も米一石で三円二〇銭、小麦一石二円一〇銭であった。いずれにしろ明治十一～二年の農業生産の実態、城崎町域の特産物（生糸・楮外）特有海産物など知る好史料である。

（3）、樂々浦小学校の経費

明治期の教育については寺小屋・村落学校・地域小学校といった制度史的研究は多いが、その学校、教育を支えた経費の実態を解明した研究は少ない。それはこうした学校の諸経費を詳細に記した史料の不足が原因になっている。

本史料によると、一戸あたり七銭

（明治十八年からは一戸あたり九銭

（表Ⅰ） 樂々浦小学校の収入経費

項目	金額	割合
繰 越 金	70円48銭3厘	44.01%
文部省補助金	2 05 0	1.28
地方税補助金	9 42 5	5.88
共 議 費	72 66 0	45.37
授 業 料	5 52 0	3.45
計	160円13銭8厘	

（計の金額は各項目の集計と一致しない）

（表Ⅱ） 樂々浦小学校の支出経費

項目	金額	%
教員給料	48円00銭0厘	39.98%
諸備給	13 80 0	11.49
書籍器機費	4 08 2	3.40
營繕費	33 80 0	28.15
薪炭油費	3 65 6	3.05
諸小計	16 73 4	13.93
小残（繰越）	120 07 2	
計	40 24 0	25.14
計	160円09銭3厘	

八厘四毛）の教育費の学区内集金が教育費の土台を占め、それによって書籍の購入、教員の給料等が支出されている。

給料の実態をみると、学務委員が一ヶ月八円、補助員四円九〇銭、助教員が一円一〇銭から一円四〇銭、

校僕（現在の校務員）が一円一五銭であった。出張旅費についてみると、旅費の支給は「学区内の巡回旅費」と郡役所への出限旅費の二つにほぼ限定されていた。樂々浦小学校の旅費予算は学区内巡回旅費が九円八四銭、郡役所への出張旅費が八円六〇銭とほぼ同額に近いものであった。旅費積算の基準は一里につき七銭、宿泊代が三〇銭と規定されていた。

樂々浦小学校の明治十三年七月～十二月半期の経費は表Ⅰ、表Ⅱの通りである。

収入経費の中で文部省補助金（一・二八%）地方税補助金（五・一三%）の占める割合はわずか六・五%にすぎず、共議費・授業料など住民負担によつてすべてまかなわれていた。また支出経費も教員の給料、諸傭人給に四割近い額をあて、純教育支出の書籍器機支出は二・五%余にすぎなかつた。

また、授業料の徴収状況をみても樂々浦小学校児童数三四名のうち六銭を納める「上等」八人、四銭を納める「中等」九人、二銭を納める「下等」一〇人、そして一銭の授業料すら納められない「無授業料」が七人という状態であつた。

（安 達 五 男）

2、明治中期の社会

史料（二〇）は、明治十四年井上馨參議兼外務卿・山県有朋參議ら明治政府の高官と、森岡昌純兵庫県令が湯島を訪れ、それぞれ油筒屋（戦後ゆとうや）・大津屋・三木屋に滞在した際に三旅館が内湯を設置し、油筒屋（西村六左衛門）と三木屋（片岡初太郎）がその後も内湯を継続したことに端を発する明治の内湯問題の和解約定書である（『城崎町史』本文編五一〇～五一頁）。史料の関係者の大江甚助は、隣村

瀬戸村（現豊岡市）で回船業を営む豪商であった。解決の内容は、内湯条例が制定されるまで、いずれの内湯も湯方（旅館の有力者達）の管理に任せることで、事実上各家の内湯を廃止するものであった。その後の内湯条例制定への動きは不明であり、また内湯そのものは昭和初年の内湯問題の発生までは設立されていない。

史料（二一）～（二三）は、明治政府が明治十三年から実施した松方財政とよばれる財政緊縮政策の下での農村の不況と、農民たちの節約の様子を示したものである。その中で初午・婚礼・仏事など（二一）や、芝居・狂言・盆踊など（二三）の庶民生活・娛樂が想像される。文書所蔵者の瀬崎藤右衛門・秦忠雄・上崎茂各氏の家は、当時それぞれ楽々浦村・桃島村・今津村の豪農であった。

3、勤儉奨励と農業の近代化

史料（二六）・（二七）は日露戦争中の儉約申合せを記したものである。（二六）は開庶民の生活 戦の直後に出されたものであり、寺社参りや各種儀礼・娯楽・嗜好品等の自粛を事細かに定めている。（二七）は戦局も大詰めの時期に、二度にわたって決議されたものであるが、節約・自粛の他に、出征軍人遺族の困窮者に対する具体的な援助方法についても話し合われている。

史料（二八）～（三〇）は日露戦争で疲弊した農村部を中心に、経済と思想の建て直しを目的とした地方改良運動を示す。これは第二次桂太郎内閣の平田東助内務大臣により、明治四十一年の戊申詔書をきっかけに、本格的に推進されてゆくことになる。（二九）は、従来の仕来りで

あつた慶事の配り物を廃し、その代わりとして慶事の種類と財産の多寡に応じて決められた額を、部落の貯金に納めることによって、村の財産を形成しようというものであった。(三〇)は、日常のひとりひとりの儉約貯金を奨励しようと、貯金組合の設立要領をいくつか挙げた布達である。このほか共同苗代組合(二八)など、農業生産力を向上させるための農業の近代化の指導もあわせて行われた。このような地方改良運動では、全国的に模範になる町村の選定と町村治績の表彰などの他、町村基本財産造成のための部落有財産の統一などが実施されたが、現城崎町域での展開の実態は定かでない。

4、大正・昭和初期の国民教化運動

原内閣史料(三三)～(三六)、(三八)～(四二)は民力涵養運動の史料である。原敬内閣(政友会)の床次竹二郎内務大臣は、大正八年三月一日民力涵養運動の史料である。原敬内閣(政友会)の床次竹二郎内務大臣は、大正八年三月一日民力涵養運動の史料である。原敬内閣(政友会)の床次竹二郎内務大臣は、大正八年三月一日民力涵養運動の史料である。運動の内容は第一次大戦後のデモクラシーの空気の中で高まってきた農民運動や労働運動に対抗するため、単に祖先崇拜や勤儉貯蓄という精神的側面を強調するのみならず、産業組合・信用組合組織という流通や農業経営の合理化、さらに戸主会、婦人会の組織といった民衆の自発性の尊重をも考慮に入れたものであった。しかし財政的な裏付けを伴わない官制のこの運動は、全国的に十分な成果を挙げ得ずに尻すぼみに終わつていった(『城崎町史』本文編六六一～六六三頁)。史料(三四)や(三五)のように城崎郡レベルでは産業組合や養蚕集談会のような農業の近代化を目指す要素が示されているが、内川村を例に見ても(三八～四二)、

また隣りの豊岡町・八条村・五庄村などの現豊岡市域においても（『豊岡市史』下巻三九三～三九六頁）、勤儉節約の申し合わせを中心にして実施されたにすぎない。全国的にも民力涵養運動が政治的に大きな効果を収めたという実証はいまだになされておらず、金原左門『大正期の政党と国民』（塙書房、一九七三年）のように民力涵養運動の政治的意味を高く評価する見解は疑問である。むしろこの種の史料は先の地方改良運動の史料やつぎの国民精神作興運動の史料同様、当時の社会風俗・習慣等の民衆生活を、勤儉規定の中につかがい知ることができる点で興味深い。

関東大震災後の農村の詔書に始まる国民精神作興運動の波及を示す。城崎町の勤儉節約の申し合わせである。（四三）・（四五）は、浜口雄幸（民政党）内閣下で昭和四年八月から始まっている公私經濟緊縮運動の影響をうけた勤儉申し合わせで、二見地区と内川村來日婦人会のものである。昭和四（一九二九）年十月のウォール街の株式暴落が始まる世界恐慌の打撃は、昭和五年になると日本へも深刻な影響をおよぼし始めた、そうした中でこのような申し合わせがなされたのである。

5、北但大震災復興と昭和恐慌

城崎町の史料（四五）～（五八）は大正十四年五月二十三日の北但震災で城崎町が大きな被害を受けたうえ、世界恐慌の影響で起こった昭和恐慌の打撃の追いつきも重なる悪状況下で、城崎町が復興事業に取組んだ様子を示す史料である。

史料（四五）は震災当時の西村佐兵衛町長が国・県より多大の資金援助を得て、単なる復旧にとどまらない。大規模な町の復興計画を構想していたことを示す。西村佐兵衛は、明治十五年一月十五日生れ、豊岡中学を経て東京専門学校（現早大）に進んだが家業の都合で中退、明治四十年に区議（満二十五歳）、明治四十二年に町議となつて以降、城崎町内の要職を歴任、大正十三年満四十二歳で町長に就任した。城崎町の最有力の一ツ、西村屋の当主である。史料所蔵者の坂本誠一（文也の先代）は旅館業、昭和七年十二月二十三日～十一年七月三日まで町名譽助役（うち九年二月十四日～十一年八月二十日まで町長代理）を勤め、内湯問題では反対派の中心人物の一人であった。史料（四六）は西村町長の復興事業の内容を具体的に示すもので、現在の城崎町中心部の骨格が形成されていく様子や、復興事業が厖大な借入金によりまかなかわれたことなどがわかる。

不況に昭和二年の金融恐慌や昭和五年からの昭和恐慌は、震災から立ち直りかけた温泉の浴客数苦しむ人々の回復を阻害した。それは町税や水道料などの滞納の続出を招き、町政に深刻な問題となつた（四七・四八・五〇・五一・五三・五五・五六・五八）。史料（四九）が示すように借り入れした旅館復旧資金一〇六万余円の償還も困難となり、償還年額変更申請が出された。また不況下で物価が下落し、相対的に高くなつた電燈・電力料金の値下げを求める動きもおこつた、昭和五～六年と昭和八年秋に豊岡町商工会を中心に京都電燈会社に対する電燈料金値下げ運動が起き、城崎町の人々も商工会を中心に参加した（『城崎町史』本文編七五一～七五三頁）。史料（五二）によると、要求が実現されないなら丹但の供給区域を買収し、町村組合でひとまず経営し、後々料金の安い中国合同電灯会社に譲渡する案も町会で審議されている。史料（五七）は経済不振の城崎町が昭和十四年に兵庫県から経済更正指定町の指定を受け

たことを示している。

6、内湯問題と温泉の近代化

内湯問題

ここでは川島武宜監修・北条浩編『城崎温泉史料集』（城崎町湯島財産区、昭和四十三年）に掲載されていない新発見の史料など、内湯問題の重要な史料をとりあげた。城崎町会は昭和五年六月以降内湯反対派が有勢となる（『城崎町史』本文編七三八～七四二頁）。史料（五九）・（六一）は内湯反対派主導の町会の様子を示している。（六二）は町民騒擾となつた昭和十一年四月一日の内湯反対町民大会へむけて、内湯反対の声が強まつてゆくことを示す史料である。三月十日の戸主会には坂本町長代理や須原助役らも出席して内湯反対演説をするなど、町の行政当局と内湯反対派とのつながりを公然と示し、また三木屋（片岡平八郎、内湯推進派の中心旅館）の焼き打ちという声も出ていることが注目される。（六三）は四月一日の町民大会について、町当局が町側の弁護士に送った報告書である。

保養温泉の構想

史料（六〇）は、城崎町の依頼により東京帝大名誉教授本多静六博士が昭和七年十月一日に行つた、城崎温泉の今後のあり方についての講演の内容である。本多は温泉場が湯治本位のものから保養目的のものへ変わりつつある状況をふまえて、城崎温泉の発展策を論じた。観光・娯楽・交通・食生活などさまざまな社会生活の分野で、太平洋戦争後一〇～一五年かかつて成長してきた諸現象の基本は、すでに昭和初期に現われていたとみてよいであろう。本多の提言の内容は当時の中産階級の関心を反映したものであり、昭和初期以来の日本の観光の歩みの戦前・戦後の連続性を理解することがで

きる。（六四）は昭和十三年前半に町当局が兵庫県に提出した城崎温泉の発展を目指す嘆願書で、本多の提言の影響もみることができる。しかし前年の七月の蘆溝橋事件を契機に日中全面戦争に向う時期であり、文中で削除と注記された箇所以下（城崎・竹野間および港・竹野間の自動車道路やスキー場の拡張又は新設など）は、時局を考慮して削られたものであろう。

史料（六五）・（六六）は昭和二十五年三月の内湯問題の和解による調停条項および内湯条例要項にもとづいて出された城崎温泉利用条例とその細則で、以降の城崎温泉管理の基礎となつたものである。

7、戦時体制の進展

準戦時への道のり 大正十五年四月二十日、第一次大戦後のデモクラシー気運の高まりに対抗するため、軍事訓練の強化を意図した軍部が、実業補習教育の充実を考えていた文部省を動かして、青年訓練所令が公布された。こうして各地の小学校や実業補習学校に青年訓練所が併設されるようになった。史料（六七）は右の政府の方針にもとづいて出された城崎町・内川村地域に関する議案である。もつともこの時期はまだ政党政治の時代であり、設立理由にも軍国主義色は前面に出されず、青年の心身の鍛錬と資質の向上、兵役の在営年限の短縮と国家産業の進展への功用を述べるのみである。

史料（六八）は昭和十年段階の城崎町・内川村の学校組合会議において、児童間の階級意識の撤廃が議論されていることを示している。昭和六年に満州事変が始まつて三年半後のこの時期に、児童間に階級意識が高まり問題化したというより、準戦時体制が形成されてゆく中で、举国一致の空気を醸成する必要上、

階級意識の撤廃が強く意識され出したことを表わすものである。

準戦時体制下の選挙肅正運動は、岡田啓介内閣の下で昭和十年五月八日公布された選挙肅正委員会令にもとづいて始まった。史料（六九）は城崎町での町会議員選挙に際して、城崎警察署と内川村役場が出した選挙肅正を目指す通達である。選挙肅正運動は知事を会長とする選挙肅正委員会を各道府県に設置し、協力団体の選挙肅正中央連盟と共同で、政党を中心とした選挙の腐敗を止そうとしたものであつた。しかしそれは選挙運動の自肅や制限を伴うため、選挙を不活発にしていった。またこの運動は内務省が運動を指導し、壮年団・青年団・帝国在郷軍人会や、部落会・町内会を利用したもので、戦時下に国民を戦争協力に動員する原型となつた。

戦時 下 昭和十六年十二月八日、日本はアメリカをはじめとする連合国と開戦し、従来の中国との の 社 会 戰争に加えて全面化した戦争を遂行するため、戦時体制の強化、経済統制の強化が進んだ。

城崎町においても主要工業である麦稈細工などを軍需用品として利用することが検討され、昭和十七年一月一日以降衣料品切符制度が施行された。また軍事費への政府の厖大な支出により、急激なインフレが生じて経済が破綻しないように、政府の指導で国民貯蓄組合を結成させることにより国民の消費支出が抑制された（七〇）。麦稈細工産業の伝統を軍用に生かすよう、軍人用弁当箱を杞柳で作ることが奨励され、昭和十八年十二月にその原材料の生産供出組合として、城崎町飯菜骨柳生産供出組合が結成された。また城崎町が二〇〇〇円の補助金を与えることも決められた（七四）。

帝国在郷軍人会の活動も戦時体制の進展とともに活発化した。在郷軍人会は、日露戦争後各地にあつた退役軍人の尚武的団体を統合して、明治四十三年十一月に結成されたものである。史料（七一）は、昭和

十八年の日本軍のガダルカナル島撤退、アツツ島守備隊全滅など日本の戦局が不利となり、理工系以外の学生の徵兵猶予が撤廃されて学徒出陣が始まるような緊迫した情勢の中で、第三十九回陸軍記念日に際して在郷軍人会城崎町分会が出たもの。兵器・物資の不足が問題となり、飛行機献納運動も各地でなされるようになって、城崎町でも昭和十九年六月十六日城崎町民号が海軍に献納された（七二）本文編七七〇頁に写真）。また七月十五日には帝国在郷軍人会城崎町分会防衛隊員も任命された。（七三）しかし、戦局がますます悪化し、多くの予備役軍人や青少年が軍や軍需工場に勤員・徵用されたり、志願したりしてゆく中で、町内には老人・子供と女性の割合が高くなり、在郷軍人会などの活動は、組織の充実と反比例して弱まってゆくのである。

8、戦後の民主化と町村合併

町村再結成 構想と民主化 昭和二十年八月、第二次世界大戦に敗北した日本は、アメリカ合衆国を中心とした連合國軍の占領下に入り、政治・経済・社会のあらゆる方面で民主化を進めるよう強い指導を受けた。日本国内でも、古い制度を改め新しい社会を作ろうという動きが活発化してゆく。昭和二十一年一月、進駐軍のラモート中佐の主導で豊岡町・城崎町・日高町・出石町をはじめとする北但馬一四カ町村の合併構想が突然浮上し、大問題となつた。城崎町はこの案に賛意を表している（七五・七六）。しかしこの合併問題は、ラモート中佐と豊岡町が中心となつてかなり強引に進められたため、関係町村の自発性の尊重や利害の調整は不十分であり、三月のラモート中佐のアメリカ本国帰国により立ち消えになつた

(『城崎町史』本文編七九七〇・七九九頁)。その後昭和二十二年十一月から城崎町は、城崎町・港村・竹野村を含んだ城崎都市計画区域についての検討を始めるようになった(七九・八〇)。これは後の町村合併のプランの端緒といえる。

敗戦直後の政治の民主化運動の主体として、青壯年の自主的な政治組織が果した役割は大きい。城崎町においても城崎町青年団・城崎同人クラブ・城崎自由人クラブなどが活動した(『城崎町史』本文編八四九・八五一頁)。中でも城崎同人クラブは、戦後の混沌とした思想状況の中で、町政の民主化を目指した団体として興味深い(七七)。

町村合併 昭和二十八年九月、吉田茂内閣のもとで町村合併促進法が三年間の时限立法として公布された。城崎関係地域では、豊岡市が城崎町・内川村・港村や小坂村・神美村・奈佐村・国府村・八代村との合併を構想し、城崎町が内川村・港村との合併を考えていたために、両者が対立した。城崎町会は内川村との合併に熱心な態度を示し、昭和二十九年三月三十日には城崎町の町村合併委員八名が選挙された(八一・八二)。内川村も五月二十一日の村委会で、城崎町の意向に応じる姿勢を正式決定する(八三)。しかし港村は七月三日豊岡市との合併を正式決議したので、九月二十二日、城崎町と内川村がとりあえず合併し、新城崎町を置くことをそれぞれの議会で決定した(八五・八六)。こうして新城崎町が昭和三十年二月一日に発足する。

合併前の城崎温泉の状況と発展への計画は史料(八四)に詳しい。それによれば、泉源区(新泉源開発)・宿泊区(一四〇〇人を宿泊させる町立の簡易宿泊施設の新設などで、合計収容人員五四〇〇人とする)・商店区・保健休養区(町営の温泉プール・総合運動場・遊園地などの新設、既設の外湯の拡充)・医療区(病

院・温泉研究所と付属の温泉療養施設)の五区に分割した地区の整備・拡充が考えられていた。また合併後の新城崎町の建設計画に関しては(八八)がその基本方針を示している。内容は、天恵の温泉を有する温泉観光地として、四辻の連山を保護開発し景勝地を形成するとともに厚生施設を充実させることと、農業の改良を農業用水の整備・耕地整理・農道の新設改良などを進めることにより実行することであった。もつとも温泉観光都市の城崎地区と農村地帯の内川地区をどのように有機的に相互発展させるかは困難な問題であり、当時は議論を尽くす余裕もなかつたので明確にはされていない。

(伊藤之雄)

第一節 明治維新と布達

戊辰正月

陣営

官軍執事

丹後国
但馬　寺院

1、久美浜陣屋の布達

一、仏徒にたいする研究練膽の達書

(岩本徳兵衛家所蔵文書)

達書

一仏徒諸宗釈氏濟度之教法ニ背き中古以来仏法護國之旨趣ニ違候者茂有之不都合之次第故御一新之今日ニ至り是迄之旧弊を改學文勉励朝敵降伏皇國光輝之基被相立仏法永久丹誠を凝し濟度之実切候様可心得事一耶蘇ハ邪法といへ共西洋各国其教を受民人濟度の実を本とす然ニ仏氏之徒其实を失ふ時ハ不得已ヲ仏法却而邪法と被唱候ニ立到り候間有才之耶蘇と議論ニ及とも正邪判然彼ニ不被压倒様今日より研究練胆可致事

慶應四年

(一八六八年)

久美浜

二、久美浜陣営官軍執事の達書

(岩本徳兵衛家所蔵文書)

達書

一四海之民惣而天子之百姓ニ有之候所中古以来武家之押領ニ相成不蒙天澤様之姿ニ成來候此度復古之御大業被為立候上者往古之通是迄徳川之領地總而被召上天朝御領ニ相成候事実ニ冥加至極之次第小前末々ニ至迄精々頭百姓分為申聞難有可心得候事一親孝行者人倫の大本深ク相心得可申候若不孝之徒於有之者可被處重刑ニ候間可申出候尤孝心之者且兄弟家内睦舗相暮一村之模範ニも相成候族ハ御褒賞被為行候間速ニ可申出事

一火付盜賊者速ニ可被為処嚴刑ニ候旨心得違無之様可致候事

一是迄御領と僭称致居候徳川領地百姓共徳川の暴威を借り武士等ニ無礼之条有之趣此上右様之心得違有之間敷事

一當節薩長と偽り諸方徘徊シ百姓町人共を驚惑為致候有之候得ハ早々可申出事

一徳川ニ從ひ候反逆之敗卒落人令潛伏ニおるて者可為曲事早々申出御沙汰を可受候事婦人老年之もの共落來り候を猥りニ苦免申間敷精々勞り置可申出事

一金相場願之通当分之所百八匁ニ相定被仰付候事但シ無歩差正銀札之事

一去々寅年洪水ニ付種糲夫食代として先幕吏共々貸付

候分帳面之通上納御容赦被仰付候事

一但馬国支配地之分銀納之処当辰年々前々之通四割五歩下ヶ上納被仰付候事

一丹後国支配地上納之処当辰年々五歩米納五歩銀納被仰付候事

一丹後但馬検見村々拾五ヶ年平均を以定免被仰付候事一村々貯穀之義者谷河川者実無之趣ニ付此後被廢追々別二肝要之御新法可被仰付候事

一鉄砲証文村中小入用帳以来被廢候事
一上納免合御容赦之御沙汰ニ付田畠有徳之者而已利益を得候次第二立至リ候義朝廷之御趣意ニ背き候間急々窮民取調被救方御法被為立候ニ付□寡孤独ハ勿論窮民之人口家數早々調立可申上候事

右之条々従朝廷被仰出候間百姓一同小前末々ニ至迄厚心得御奉公筋相勤産業無惰勉励可致候事
慶應四年 久美浜

戌辰正月

陣營

官軍執事

丹後村々江
但馬

三、王政復古と農兵取り立ての達書

(岩本徳兵衛家所蔵文書)

達書

一今度農兵御取立被為成候間勤王有志之輩ハ当陣宮江
願出可申候事

達書

一王政復古ニ付而ハ是迄幕吏之旧弊越相改土民安堵之

御所置被為仰付候間聊疑惑致間舗候事

一今度是迄関東支配致候土地者惣被召上

天朝御料ニ被復候間此旨厚可心得候事

一此度山陰道為總督西園寺殿丹波福知山ニ御出張被為

在候者賊徒御追討下民為鎮撫御發行之義ニ付是迄難

渋之仕法等者歎願被為聞候間早々可願出候事尤今日
之騒擾乘し百姓共多人數相集一揆等相企候節者賊徒
同様被加誅戮候間凡而心得違無之様鎮靜可致候事

久美浜

(二八六)
慶応四年

官軍執事

戌辰正月

當支配所

村々

百姓共江

四、御一新につき徒党禁止等の触書

(泰忠雄家所蔵文書)

慶応四年 官軍執事
戌辰正月

久美浜

御触書

從來村々ニ於而若者と唱ヘ年少之輩公然党輿ヲ結び
婚姻祭葬等之節ハ相集而飲食越貪リ或は年之豐凶世之
形錢(勢力)をも不顧角力芝居を催之或ハ血氣之処業を恣ニせ
んと相謀而村長家老之教諭を不用或ハ□ニ事寄せ清ニ
人々を打擲致等其弊害不可枚挙旧染御一新之近日右様
之悪弊越棄惜候而ハ大切之御趣意ニ相背き淳朴之風俗
ニ立謀り候□無之ニ付自今若者と称し年少之輩党輿を
結び候義堅令停止候間村長家翁共此旨相心得子弟たる

もの心得違無之様篤登可致教誠候也

右二准じ万事心掛檢約を相守家業出精致事

天朝之御趣意奉感載心得違無之様可致候若相背輩有之

二於而ハ探索之上吃度咎可申付候事

右之通り小前末々迄不洩様可申聞置候事

久美浜県
御役所

巳八月

右御停止被仰付候ニ付廉書左ニ記ス

一嫁取婿取改名年賀初節句祝儀不祝儀とも因縁家丈ケ

ニ而村祝儀固く無用之事

付隣村付合諸見物都而仲間ニ而他行致間敷候事□ニ

事寄せ争論かたく停止之事

一若者仲間道具名付候品村役人預之事

右ハ御一新ニ付諸事惡弊御一洗之御趣意ニ付若者並

小供仲間と称し候義被廢候間其旨可相心得尤其村之

了見ニ寄り改而良法編製可勝手事

明治二年巳九月 城崎郡中

五、久美浜県厅よりの達書

(秦忠雄家所藏文書)

先般八月十五日迄御救助可下趣相達置候處近年連々之凶荒ニ而血恨庶之靡弊一方ならず実ニ憫然之至ニ付格別之処置を以夫々十七日後四十五日分御救助被下候間御仁慮之程深惑載し学業無懈怠十月以後之暮方を今日より精々心掛其跡ニ至リ俄ニ当惑不致様兼々村役人共心を付放逸怠惰を徵戒し勤儉勉農を勸誘諭可致候也 右之趣小前末々迄無洩可相達事

午八月

県 県庁

六、年貢皆済期日につき久美浜県の通達

(秦忠雄家所藏文書)

諸國御領所御年貢皆済期日定

一丹波国

金方正月京都会計官

米方四月同断御藏	皆済之積	久美浜県
一播磨国		
金方正月京都会計官		
蓮ハ米方三月大坂御藏	皆済之積	
一但馬国美作国		
金方正月京都会計官		
蓮ハ米方四月大坂御藏	皆済之積	
一丹後国		
金方二月京都会計官		
蓮ハ米方六月大坂御藏	皆済之積	
右者去辰八月中於西京御布告之趣も有之候處書面之通 相達候間其旨相心得金方之分者取立次第可成事年内中 上納方取計米方登も期日以前皆済相成候様精々尽力取 計可候事	皆済之積	
六月		
民部官		
右之通今般夫々於東京被仰出候間小前末々迄不洩様為 申聞期日無相違様急度相心得可申候也		

(表紙)

明治十一年二月	
物産取調書上帳	
結部	

(瀬崎藤右衛門家所蔵文書)

2、物産の取調べ

七、結村の物産取調べ

久美浜県
御役所
巳ノ八月

一、米五拾八石五斗九升六合
田反別八町三反壹畝廿八步
三円二十銭付
三巴三十銭付

(表紙)

九、楽々浦村の物産取調べ

(瀬崎藤右衛門家所蔵文書)

一、蕎麦 壱石貳斗五升

烟反別壹町

一、大豆三石五斗

烟反別五反四畝拾壹步

一、小豆壹石六斗三升

烟反別壹町五反歩

一、甘藷百式拾貫目

一、蘭式拾五貫匁

一、生糸三貫目□(式貫八百式拾目)

一、楮皮式拾貫目

麦作二付高

反別壹町三反歩

内訛

反別壹町三反歩

壹町壹反歩

此收穫三石三斗四升

但 大麦

式反歩

此取穫五斗

但 小麦

一、小麦壹石五升

烟反別七反歩

壹石二
円九
十
銭付

一、大麦貳石八斗

壹石二
円七
十
銭付

烟反別八反歩

壹石二
円〇五
銭付

一、糯米貳拾貳石

壹石二
円二十
銭付

田反別四町

壹石二
円四十
銭付

一、米式拾貳石四斗五升八合

壹石二
円四十
銭付

田反別三町七反四畝九步

壹石二
円四十
銭付

二小区

樂々浦村

物産調書上帳控
明治十一年二月廿六日
樂々浦村

壹石二
円五十
銭付壹石二
円九十
銭付壹石二
円七十
銭付壹貫匁二付
三銭かへ(替)

一、作物之播種凶作
此取穫五斗
壹石二
円五十
銭付

一、小麦壹石五升
烟反別五反歩
壹石二
円九十
銭付

一、大麦貳石八斗
烟反別八反歩
壹石二
円〇五
銭付

一、糯米貳拾貳石
烟反別八反歩
壹石二
円四十
銭付

一、米式拾貳石四斗五升八合
田反別四町
壹石二
円四十
銭付

一、乐々浦村
田反別三町七反四畝九步
壹石二
円四十
銭付

一、樂々浦村
田反別三町七反四畝九步
壹石二
円四十
銭付

一、蘭式拾五貫匁
壹石二
円四十
銭付

一、生糸三貫目□(式貫八百式拾目)
壹石二
円四十
銭付

一、楮皮式拾貫目
壹石二
円四十
銭付

麦作二付高
壹石二
円四十
銭付

反別壹町三反歩
壹石二
円四十
銭付

内訛
壹石二
円四十
銭付

反別壹町三反歩
壹石二
円四十
銭付

壹町壹反歩
壹石二
円四十
銭付

此收穫三石三斗四升
壹石二
円四十
銭付

但 大麦
壹石二
円四十
銭付

但 小麦
壹石二
円四十
銭付

明治十一年七月一日

今井政太郎代印
結郵組長

一〇、飯谷村の物産取調べ

(瀬崎藤右衛門家所蔵文書)

(表紙)

明治十一年二月 飯谷村

物産取調べ上帳

内
反別式反歩
此収穫八斗
反別式反五畝歩
一、作物播種凶作
此収穫三斗
但 小麦

明治十一年六月三十日
樂々浦郵 組長
瀬崎藤右衛門

田反別三拾町九畝廿三歩	一、米式百七拾石九斗	一、糲米拾五石	一、大麦三拾石八斗	一、小麦壹石八斗	烟反別四町壹反歩	烟反別六反歩	烟反別四反五畝歩
三円貳拾錢付	壹石二付 壹円七拾錢付						

- 一、粟壺石三斗五升
　　烟反別壹反歩
- 一、黍八斗
　　烟反別貳町歩
- 一、大豆九石
　　烟反別四反歩
- 一、小豆壺石四斗
　　烟反別七反歩
- 一、蕎麦四石九斗
　　烟反別九反九畝七歩
- 一、甘薯 千貫目
　　同断
- 一、楮皮八拾貫目
　　同断
- 一、麻三拾貫目
　　同断
- 一、蘭六拾四貫目
　　同断
- 一、生糸六貫四百目
　　同断
- 一、蘿蔔
　　同断

壺石六十二
錢付

壺石八十
錢付

壺石七十
錢付

壺石三十
錢付

壺石二十
錢付

壺石二十一
錢付

壺石三十一
錢付

大豆	黍	粟	小麦	大麦	糙米	米	播種地反別	增 減	前年比較
石	石	石	石	石	石	石			
七 町 七 反 歩	二 事 畝 拾 步	三 町 步 五 反 八	敵 五 町 拾 九 反 二	敵拾 步 六 反 二	九 町 拾 四 反 二	二 九 町 拾 八 反 二	八 町 四 反 ト	四 町 九 反	前年比較
	百 貫 二 付	同 断	四十 錢	同 断	十四 錢	同 断			
七 廿 升 五 石 四 斗	五 斗 三 升	五 斗 三 石 九 斗	八 升 七 石 八 斗	斗 四 升 四 石 九 合	五百 升 二 拾 一 石	合 六 百 九 石 七	升 十二 石 五 合	八 斗 五 升 石	前年比較
	四 升 五 七 斗	八 合 六 升	五 升 九 斗	八 升 九 合 一 斗	升 十二 石 五 合	三 合			
五 斗 五十 步	三 斗	三 斗 五十 錢	五 斗	三 斗 五十 錢	七 斗	七 斗	臺 石 通	臺 石 通	

明治十一年樂々浦組の物産表									
(表紙)									
明治十一年樂々浦組の物産取調帳									
明治十一年但馬國城崎郡普通物産表	樂々浦組								
明治十一年六月三十日改 戸長役場									
（瀬崎藤右衛門家所藏文書）									

第一節 明治維新と布達

明治十二年二月但馬國城崎郡特有物產表結村外三ヶ村

楮皮	生糸	繭	麻	桑		
斤	斤	斤	斤	斤		
二万一千九十三斤	千九百三十一斤	四千九百五十六斤	三百三十二斤	四万六千八百七十五斤	產額	
	三百三十一斤	三千三百五十六斤		四千三百七十五斤	增減	
千五百八十三斤	百六十目一斤	百六十目一斤	百六十目一斤	百六十目一斤	前年比 較	
四厘八毛	四円	四円	四円	四円	通佈	一石二斤

明治十二年但馬国城崎郡特有物産表樂々浦村外五ヶ村

馬鎗聲	廿 薯	蕎 麥	小 豆
駄	駄	石	石
三反步	步八十一 訛一町 拾五反	轂壹步 夢一町 拾反五	六町步
	步九町七反	五轂步	一反步
六駄	九拾駄	升五石七斗七	廿 升 石七斗
壹駄	三三拾貳三駄	五六斗四升	五三石三斗
七右拾同斬	駄四十八 錢目一	三圓六半錢	五圓

城崎郡飯谷村外三ヶ村特有物産表		美含 郡役所御中	
品名	生糸	結村產地	作物種類
馬白	猪皮	油飯谷 芦島 樂々	平民
	右同断		九拾斤
	右同断	八百斤	产高
捨五駄			壳路
松本村	当国美含郡	上都江 當都畑	当國豊岡町
	三拾円	貳拾八円	三百六十円
下有	盛衰ナシ	盛衰ナシ	時好ニ逼セサル三衰
	盛衰ナシ但シ價段高		盛衰ナシ

右私共受理村々物産表取調候処前記之通り相違無之
候也

大豆	同						
小豆	同	同	同	同	同	同	同
蕎麦	同	同	同	同	同	同	同
甘藷	同	同	同	同	同	同	同
馬	同	同	同	同	同	同	同
五町七反八七毫步	增						
一町三反步							
減							
五拾畝							
三石七斗							
增							
減							
九十錢							
武円十錢							
三円三十錢							
五円							

右之通り相違無之候也

城崎郡飯谷郵戸長

加田與三右衛門

明治十弐年三月

城崎郡役所御中
美含

(一)明治十二年樂々浦村の物産取調べ

一、六反五畝歩
大麦弐石九斗弐升五合 壱反二付四五掛ル

一、七反五畝歩

小麦三石

壹反二付四掛ル

大豆弐石九斗弐升五合

一、烟反別六反五畝歩

壹反二付式掛ル

一、烟反別七反五畝歩

小豆三石

壹反二付四掛ル

一、烟反別式町五反歩

蕎譜七百五拾貫目

壹反二付三拾貫目

一、烟反別壹町歩

蘿葡千貫目

壹反二付百貫目

一、烟反別壹反四畝拾一步

粟弐斗五升四合

壹反二付壹斗八升

一、田反別九町八反九畝廿歩
一、四町九反歩

一、糯米弐拾九石四斗

壹反二付六掛ル

一、四町九反歩

壹反二付五六掛ル

餅米弐拾七石九斗五升五合

(二)明治十三年戸島村の物産取調べ

(表紙)

明治十三年辰二月

物産取調書上帳

但馬国城崎郡戸島村

一、黍弐斗三升

烟反別三反五畝歩

一、大豆七斗五升

烟反別壹反五畝歩

一、小豆四斗五升

烟反別弐反歩

一、蕎麦五斗八升

烟反別八反歩

一、甘薯六百貫目

烟反別壹反歩

一、馬鈴薯四拾貫目

一、蘭三拾壹貫目

一、生糸三貫三百匁

一、楮皮五貫目

一、糯米九拾石

烟反別壹町五反歩

一、大麦五石

烟反別弐反五反歩

一、粟四斗

壹石二付

壹石二付

壹石二付

壹石二付

壹石二付

壹石二付

壹石二付

壹石二付

壹石二付
壹石二付

壹石二付
壹石二付

壹斤二付
壹斤二付

(三)明治十二年飯谷村の物産取調べ

(表紙)

明治十二年度

物産表

但馬国城崎郡飯谷村

此上り粟四石五斗

壱石二付三掛ル

烟反別壹反歩

此上リ黍四斗

烟反別壹町弐反八畝廿五歩

此上リ甘薯九百五拾貫目

烟反別三反歩

此上リ麻四拾貫目

壹反ニ付

拾三貫三百三拾三匁

楮七拾五貫目

繭百六拾貫目

生糸七貫目

此上リ米貳百廿四石六斗八升三合

壹反ニ付七掛ル

壹反ニ付四掛ル

田反別三拾弐町九畝廿三歩

壹反ニ付四掛ル

烟反別三町歩

壹反ニ付四掛ル

此上リ大豆六石

此小豆八石

烟反別壹町五反歩

(四)明治十二年結村の物産取調べ

(表紙)
明治十二年度
物産表
但馬国城崎郡結村

第一節 明治維新と布達

此上リ小麦九斗六升

壱反二付三斗

烟反別壱反歩

此上リ粟三斗

壱反二付三斗

烟反別壠反五畝歩

此上リ蕎麦七斗九升五合

壱反二付五斗三升

烟反別壠町弐反歩

此上リ甘薯千四百貫目

壱反二付百二拾貫目

烟反別式反歩

此上リ馬鈴薯弐百貫目

壱反二付百二拾貫目

生糸

壱貫六百目

桑

千貫目

蘭

二百貫目

蚕豆	同	桶	種目	壹畝步二付	上作取穫量	城崎美含郡長久保田周輔殿	普通物產種目上平作ノ収量	城崎郡田方之部 結村外五ヶ村	十四年四月
大麦	同	桶	種目	壹畝步二付	上作取穫量	城崎美含郡長久保田周輔殿	普通物產種目上平作ノ収量	城崎郡田方之部 結村外五ヶ村	十四年四月
八升		九升八合	壹斗壹升五合	七升七合	平作取穫量	城崎美含郡長久保田周輔殿	普通物產種目上平作ノ収量	城崎郡田方之部 結村外五ヶ村	十四年四月
四升	七升	七升	同	同	同	城崎美含郡長久保田周輔殿	普通物產種目上平作ノ収量	城崎郡田方之部 結村外五ヶ村	十四年四月

今回普通物產種目上平作取穫量受理内名調候處相違無之
候二付此段上申候也

(表紙)

明治十三年度分普通物產種目錄									
結村外五ヶ村 戸長役場 御届									

一一、明治十三年結村外五ヶ村物產取調べ

(瀬崎藤右衛門家所藏文書)

烟方之部 上作取穫平作取穫

種目	壹畝步二付	上作取穫	平作取穫
小麦	同	七升	四升五合
大麥	同	五升四合	三升四合
黍	同	六升五合	四升五合
稻	同	六升六合	四升
秋大豆	同	七升	四升
秋小豆	同	六升	四升
夏蕎麥	同	九升三合	六升三合
菜種	同	五升	四升
胡豆	同	四升	三升
牛蒡	同	九升	六升
胡麻	同	三升	八百八十目
甘藷	同	廿九貫目	廿九貫目
大根	同	廿九貫目	廿九貫目
秋蕎麥	同	四升	四十五目
麻苧	同	四升	四十五目
甘薯	同	四升	四十五目
薯	同	四升	四十五目
里	同	四升	四十五目
薯	同	四升	四十五目
武斗	五升	四升	四十五目
九升		四升	四十五目

反別二抱り難キ刈畠作之類

種目	產額	現価
秋大豆	十八石五升	百四拾四斗拾五錢
秋小豆	九石九斗	六拾九斗三十錢
栗	拾五石三斗	七拾六斗五拾錢
大根	三千貫目	四十五目
豆	六石四斗	廿四斗八十五錢
明葉小豆	六石武斗	廿四斗八十五錢
菜種	壹石	五斗五十錢
蕎麥	武石	五斗五十錢
甘薯	千五百目	四十五円

第一節 明治維新と布達

特有物産収量種目

種目	產額	現価	量斤之値	
生糸	四拾貫目	千百三十七円	武百目二付	五円六十八銭五厘
柳	百七拾貫目	五百八円	毫貫目二付	三拾五銭
櫛	四千七百目	百三拾八円五十銭	毫貫目二付	武銭九厘
馬臼	千八百目	四百四十六円	毫貫目二付	拾三銭七厘
桑	八千三百目	八百三十一円	毫貫目二付	
葦蓮	貳千五百枚	錢二百拾二円五拾銭	毫枚二付	
割木	二万四千二百枚	錢二百拾二円八拾銭	毫枚二付	
薪	二万八千七百五目	六百九拾一円六十銭	八厘七毛	
炭	五百四拾五駄	六百三十二円五拾銭	八錢五厘	
山薯	四百七拾二目	四百目二付		
紙	武拾貫目	十七錢六厘		
樟	武拾荷	拾五錢		
蠶大	一千二百尾	八拾二付		
蠶小	一万三千尾	毫尾二付		
蠶	五千石	毫目二付		
蠶	一万八千二百石	毫升二付		
蠶	五十石	毫升二付		
蠶	三十石	毫升二付		
蠶	六拾円	毫升二付		
蠶	六拾円	毫升二付		
蠶	三拾二円三十銭	毫升二付		
蠶	五銭	毫升二付		
蠶	五銭	毫升二付		
稻	稻	稻	稻	稻
大麦	大麦	大麦	大麦	大麦
小麦	小麦	小麦	小麦	小麦
秋大豆	秋大豆	秋大豆	秋大豆	秋大豆
甘薯	甘薯	甘薯	甘薯	甘薯
馬鈴薯	馬鈴薯	馬鈴薯	馬鈴薯	馬鈴薯
夏蕎麥	夏蕎麥	夏蕎麥	夏蕎麥	夏蕎麥
麻	麻	麻	麻	麻
蘿蔔	蘿蔔	蘿蔔	蘿蔔	蘿蔔

普通物産種目上平作ノ收量

城崎郡結村

田方ノ部

種目壹畝歩二付

上作收穫

平作收穫

八升

七升

毫斗

大麦

種目壹畝歩二付

上作收穫

平作收穫

五升

四升

大麦

種目壹畝歩二付

上作收穫

平作收穫

八升

九升

小麦

種目壹畝歩二付

上作收穫

平作收穫

五升

三拾貫目

秋大豆

種目壹畝歩二付

上作收穫

平作收穫

四升

反別二拋り難キ刈畑畦作ノ類

種目

產額

現価

廿壹円九十錢

十四年四月三日

物代 今井政太郎

戸長

瀬崎宗太郎殿

栗	秋大豆
菜種	明樂小豆
瓦石五斗	三石
瓦石	瓦石五斗
瓦石五斗	瓦石五斗
五円五十錢	廿壹圓九十錢
拾貳圓五十錢	拾七圓五十錢
拾貳圓五十錢	六圓七十五錢

特有物産収量種

種目	生糸	四貫目	百拾弐円	貳百目二付五円六十錢	現価	量斤ノ価
木楮五百貫目			拾弐円五拾錢			

壹貫匁二付弐錢五厘

柳	百貫目	三拾円
桑	八百貫目	百四円
木	九千貫目	八拾壹円
薪	千七百五十把	壹貫匁二付九錢
		拾壹円六十六錢切り
合錢	三寸十五巴	

□ 実 千五百貫目

貳百拾円 壱貫目二付十四錢

當村農會委員

種目	現価
目産額	量斤ノ価
三貫目	量斤ノ価
生糸	九十四円
	武百目二付六円

田方ノ部

大 稲 種	目
麥	
壹畝步二付	壹畝步二付
壹畝步二付	壹畝步二付
六升	壹斗 壱升 上作收量
五升	五升 平作收量
五升	五升 平作收量

栗	甘	大
薯		根
〃	〃	壹畝二付
五斗四升		四十貫目
	貳十貫目	貳十貫目
		十五貫目

サト薯
タマネギ
八升
八斗
武斗
壹斗
夏
麦

特有物産収量種目

工	ハマグリ貝	カキ貝	ボラ魚	イナ魚	薪木	割木	桑
ビ	五斗	壹万	千尾	壹万尾	式千把	四百貫目	五百貫目
タ	タ	タツト	タツト	タ	十五円	四十八円壹貫目二付十二錢	十五円壹貫目二付三錢
タ	タ	タツト	タツト	タ	十五円	五十円	四十円
武	武円五十錢	式十円	式十円	五十円	四十円	十二錢五厘	五厘

明治十四年 城崎郡樂々浦村外五ヶ村
第一類物産調

戶長役場

明治十四年度部内普通物産収調候処相違無之ニ付此段
上申候也

城崎郡樂々浦村外五ヶ村

明治十五年三月十三日

城崎美含郡長久保田周輔殿

瀬崎宗太郎

第二類物産調

品目	產額	備額		壹貫目備
		九百七拾一円廿五銭	八拾壹円廿五銭	
生糸	四拾四貫目			百目二付二円廿錢七厘余
楮	三千二百五拾貫目			壹目二付五錢
桑	五千四百貫目			壹目二付五錢
薪	五万五百貫目			壹目二付五錢
炭	壹万二千貫目			壹目二付五錢
馬白	百八十貫目	九円	壹目二付五錢	
蓮	二千五百枚	一百円	壹枚二付八錢	
紙	三百八十貫目	七百六十五円	壹貫目二付三円	
漆桶	三拾貳石	三十貳円	壹升二付壹錢	
山芋	五十貫目	貳十円	壹目二付四十錢	
蛤貝	壹万七千貳百ヶ	三拾四円四拾錢	壹目二付武厘	
蜆貝	四拾四石	六拾六円	壹升二付壹錢五厘	
力半貝	十石	十五円	壹升二付壹錢五厘	
イカ魚	五千七百尾	百十四円	壹尾二付貳錢	
ボラ魚	三百尾	十八円	壹尾二付六錢	
鰻	四拾八目	四十円	百目二付十錢	

記

結郵外三ヶ郵

一反別八拾四町六反八畝廿三歩

内

稻作反別六拾九町九反八畝廿九步

此收穫米四百貳拾九石貳斗

但作柄ノ模様中作

大豆作反別五町八反步

此收穫八石九斗

但作柄模様凶作

小豆反別四町八反步

此收穫九石六斗

但作柄模様上作

粟作反別四町壹反步

此收穫七石壹斗

但作柄模様中作

右私共受理内本年收穫米并其他作柄模様

書面之通有之候也

3、小学校の経費

瀬崎藤左衛門印

城崎
郡長

久保田周輔殿

美含

一三、樂々浦小学校の月俸等支給規則

(瀬崎藤左衛門家所蔵文書)

明治十三年八月十三日

承認之事

記

一金七拾貳円六十六錢

明治十三年自一月至六月二
浦校予算高此割百七拾三戶
樂々

此記

壹戸二付七錢

一金五拾七円

教員以下給料

一ヶ拾円三拾八錢

郡役所予備金

一ヶ貳拾円壹厘

諸賄并諸書籍費

右者実況を量り校内協議予算相立候條前額之通り賦課

御承認相成度此段申上候也

計

一金四拾七円四拾六錢

明治十三年自七月至九月二
比校予算高此割貳百二十六戸

此記

壹戸二付七錢

金三拾四円五拾錢

教員以下給料

樂々浦校ハ五円拾九錢也

郡役所予備金

金六円拾八錢

諸賄并諸書籍費

但馬国城崎郡

飯谷村樂々浦連区
村戸島村結村

樂々浦校學務委員

明治十三年

植田弥左衛門

岸本源六印

明治十三年七月

但馬国城崎郡
田結村氣比連区

氣比村学校委員

山本三郎右衛門

金式拾四円	是ハ郡役所へ出頭ノ節旅費并ニ滯在日当ノ積算ナリ	第五條 二里ニ満タザル旅行ト虽モ急行ノ向ニ限り実費ヲ支給ス	野垣平右衛門	是ハ筆墨紙油炭費ニ壹円、小使金ニ一ヶ月壹円ノ積算ナリ
金九円八拾四錢	是ハ学区内各校巡回旅費ノ積算ナリ	第三條 私事ヲ以テ他行中公務ヲ命スルモノハ公務執行中滯在日当及帰行旅費ヲ支給ス	磯崎仁右衛門	
金九円八拾六圓	旅費	第四條 公務出張中病氣ニテ許可ヲ得滯在セルモノハ滯在日当及帰行旅費ヲ支給ス	嶋崎四郎兵衛	
金九拾六圓	内訳	第一條 旅費ハ往復ニ里ニ満タザルモノハ給セズ	氣比邨總代人	
金九拾六圓	給料	第二條 旅費ハ總テ其往復通計里程及泊數ニ応じ左ノ旅費滯在日当ヲ併セ支給ス、但シ一里未満ノ端数ハ支給セズ	尾崎治郎左衛門	月俸之部
金九円八拾四錢	旅費	第三條 滞在一泊ニ付三拾錢	田結村總代人	月俸支給方ハ教員月俸支給規則ニ拠ル
是ハ学区内各校巡回旅費ノ積算ナリ		第四條 私事ヲ以テ他行中公務ヲ命スルモノハ公務執行中滯在日当及帰行旅費ヲ支給ス	熊本与平治	月俸之部
事務取扱費		第五條 二里ニ満タザル旅行ト虽モ急行ノ向ニ限り実費ヲ支給ス	嶋崎四郎兵衛	月俸之部

但シ本條ノ場合ニ於テ実費支消セシ確証ヲ差

出ス可シ

第六條 赴任帰郷其本則ニ拠リ旅費支給ス

第弐号

一金壱円六拾錢

内訳

金四円八拾錢

是ハ議員拾六人一日弁当料金三拾錢宛メ積算ナ

リ

金四拾錢

是ハ書記日當一日金四拾錢ノ積算ナリ

金五拾錢

是ハ議場借入一日ノ積算ナリ

金七拾錢

是ハ消耗費ノ積算ナリ

明治十八年度収入予算

十八年一月一日調

一總金額百四拾四円九拾八錢

戸數割

総戸数千四百六拾八戸

但シ壱戸付九錢八厘四毛

会議費

(瀬崎藤右衛門家所藏文書)

明治十三年自七月至十二月 楽々浦校出納計算

一金百六拾円九錢三厘

元請高

内訳

金七拾円四拾八錢三厘

前年越高

金貳円五厘

文部省補助金

金九円四拾二錢五厘

地方税補助金

金七拾貳円六拾六錢

共議費

金五円五拾二錢

生徒授業料

一金百拾九円八拾五錢三厘

仕^支払高

内

金貳円五厘

文部省補助金

金九円四拾二錢五厘

地方税

明治十四年四月十日

瀬崎宗太郎

金七拾弐円六拾六錢	共議費	城崎美含郡長
三口メ八拾四円〇九錢		久保田周輔殿
内訳		
金四拾八円	教員俸給	
金四円〇八錢武厘	書籍器械費	
金三拾三円五拾八錢壹厘	營繕費	
金拾三円八拾錢	諸傭給	
金三円六拾五錢六厘	薪炭油費	
金拾六円七拾三錢四厘	諸雜費	
六口メ百拾九円八拾五錢三厘		
一金四拾円〇弐拾四錢		
内		
金式円五厘		
金九円四拾弐錢五厘	文部省補助金	
金式拾八円八拾壹錢	地方税補助金	
右之通相違無御座候也	共議費	
右戸長		
金式円六厘		
金九円四拾弐錢六厘	文部省補助金	
金七拾壹円八拾弐錢	地方税補助金	
金五円七拾弐錢	共議費	
授業料		

明治十三年下半期別十四年(自一月至七月)学資計算表

(瀬崎藤右衛門家所蔵文書)

一五、楽々浦校の経費

前年越高

元請高

一金百弐拾九円弐拾壹錢弐厘

金四拾円弐拾四錢

内

金式円六厘

金九円四拾弐錢六厘

金式拾八円八拾錢八厘

文部省補助金

地方税補助金

共議費

文部省補助金
地方税補助金

共議費

授業料

一金八拾九円四拾七錢九厘

払高

明治十四年九月廿四日

瀬崎藤左衛門印
戸長

金拾七円六拾五錢九厘

共議費

金七拾壹円八拾弐錢

共議費

内訳

金四拾五円九拾錢

教員俸給
書籍器械
諸備給

(瀬崎藤右衛門家所蔵文書)

金三円七拾壹錢五厘

学校屋敷賃

金拾三円八拾錢

薪炭油費

金八拾八錢

諸雜費

金九円五拾五錢五厘

予備金

金四円三拾六錢八厘

内訳

金拾円〇弐拾六錢

元払差引残

一金三拾九円七拾三錢三厘

内

金四円壹錢弐厘

文部省補助金
地方税補助金

金拾八円八拾五錢弐厘

文部省補助金
地方税補助金

金拾六円八拾六錢九厘

文部省補助金
地方税補助金

右之通り相違無之候也

樂々浦学校学務委員

金四円五拾六錢四厘

戸数之配付

右同断

小学□へ割
右十五年度前半期地方税

ヨリ十五年度上半期へ越高
地方税十四年度下半期ヨリ
十五年度上半期後半期ヨリ

共議費授業料十四年度下半期

ヨリ十五年度上半期へ越高

地方税十四年度下半期ヨリ

リ十五年度上半期越高

十五年度前半期地方税

金百武円六拾錢	共議費	金八円九拾八錢四厘	共議費授業料十四年度下半期 ヨリ十五年度上半期へ越高
金百○壹円八拾壹錢九厘	十五年度下半期中仕 ⁽²⁾	金七円拾七錢六厘	地方稅十四年度下半期ヨリ
壓殘金七拾八錢壹厘	十五年度下半期へ越高	金八円拾壹錢貳厘	十五年度前半期地方稅
金五円九拾錢	授業料	金四円五拾六錢四厘	小学□ハ割
一金百○壹円八拾壹錢九厘	内	金七拾八錢壹厘	右同前
内		金五円九拾錢	戸數之配付
内訳		定帳書面之通り無相違候也	共議費十五年度上半期中仕 ⁽²⁾
金五拾貳円貳拾錢	教員給料	右八明治十五年自七月至十二月樂々浦小学校費請払勘	残金十五年度下半期へ越高
金拾円三拾四錢五厘	書籍器械費		
金三拾六錢壹厘	當繪費		
金八円三拾貳錢六厘	学校屋敷賃		
金八円三拾貳錢六厘	諸給料		
金九円六拾錢七厘	薪炭油費		
金九円三拾四錢壹厘	諸雜費		
一金四拾八円八拾四錢壹厘	元払差引残金		
内			
金四円壹錢貳厘			
金九円三拾壹錢貳厘			
内			
文部省十四年度後半期ヨリ 越後十五年上半年期へ越高			
地方稅十四年度後半期ヨリ 十五年度上半年期へ越高			

明治十五年三月
^(一七八八二)

城崎郡樂々浦小学校

学務委員

東家甚右衛門

戸長

瀬崎宗太郎

城崎美含郡長

久保田周輔殿

諸雜費
薪炭油費

元払差引残金

内

金四円壹錢貳厘

金九円三拾壹錢貳厘

文部省十四年度後半期ヨリ
越後十五年上半年期へ越高

地方稅十四年度後半期ヨリ
十五年度上半年期へ越高

一七、樂々浦小學校經費

(瀬崎藤右衛門家所藏文書)

一七、樂々浦小学校経費	
明治十五年自一月至六月樂々浦小学校勘定帳	内訳
一金百拾八円七拾四錢九厘	金式拾貳円三拾錢八厘
	元 請高
金式拾貳円三拾錢八厘	前期越高
内	金四円壹錢貳厘
金九円三拾壹錢貳厘	文部省十四年度下半期残金 同十四年度下半期越高
金八円九拾八錢四厘	地方税十四年度上半期残金 同十四年度下半期へ越高
金九円五拾四錢壹厘	共議費授業料十四年度上半期 残金同十四年度下半期越高
金式円三拾六錢五厘	地方税十四年度前半期より 十四年度下半期中仕払
金五円五拾四錢	十四年度下半期分
金七拾壹円八拾貳錢	共儀費
金五円五拾四錢	授業料
金九円三拾壹錢貳厘	教員給料
金四円壹錢貳厘	書籍器械費
金八円拾八錢五厘	營繕費
金式円拾四錢五厘	学校屋敷賃
金八円六拾四錢五厘	諸給料
金六円五拾五錢	薪炭油費
金拾円貳拾六錢	諸雜費
一金式拾九円四拾八錢四厘	予備費
金七拾壹円八拾貳錢	元払差引残金
金五円五拾四錢	文部省十四年後半期越高ヨリ
金五円五拾四錢	地方税十四年度上半期より 同年後半期へ越高
金九円三拾壹錢貳厘	内

金八円九拾八錢四厘

共儀費授業料十四年後半期へ越
期より同年後半期へ越

金七円拾七錢六厘

地方税十四年度下半期ヨリ同年
下半期ニテ仕払残す五年江越同

右ハ明治十五年自一月至六月樂々浦小学校請払勘定帳

書面之通り無相違候也

城崎郡樂々浦小学校

学務委員

東家甚右衛門

戸長

瀬崎宗太郎

(表紙)

明治十六年自一月至六月

樂々浦

小学校計算簿

樂々浦組

戸長役場印

記

一金拾三円五錢

一月分教員以下月俸

右之通り正ニ請取候也

樂々浦学校学務委員總代

明治十六年一月

城崎
郡役所
美含

東家甚右衛門印

記

一金四円九拾錢

右之通り正ニ請取候也

一月分給料

一八、樂々浦小学校教員給料等の請取簿

(瀬崎宗太郎家所蔵文書)

第一節 明治維新と布達

樂々浦学校補助員

記

明治十六年一月

横田勝太郎(印)

一金壱円拾錢

右之通り正ニ請取候也

樂々浦校助教

一月分給料

谷口政吉

記

一金壱円四拾錢

右之通り正ニ請取候也

樂々浦学校助教員

一月分給料

城崎
郡役所
美含

記

一金三円

右之通り正ニ請取候也

樂々浦学校学務委員總代

一月分給料

一金三円

右之通り正ニ請取候也

東家甚右衛門

城崎
郡役所
美含

記

一金壱円三拾錢

右之通り正ニ請取候也

樂々浦校助教

一月分給料

城崎
郡役所
美含

記

一金壱円三拾五錢

右之通り正ニ請取候也

一月分給料

樂々浦学校僕

城崎
郡役所
美含

明治十六年一月

田中孫左衛門

美含 郡役所

城崎 郡役所

美含 郡役所

記

一金廿六錢

野紙式百枚代

一ヶ四拾錢

水筆代

一ヶ拾八錢

木筆代

一ヶ五拾壹錢

炭拾壹ヶ月代

一ヶ壹円九拾五錢

薪木式百拾五ヶ月代

一ヶ廿五錢

茶壺儀代

一ヶ四拾五錢

屋根作事

一ヶ七拾五錢

炭拾七ヶ月代

一ヶ壹円

枝木百廿葉代

ノ金五円七拾五錢

計金壹円四錢

樂々浦校學務委員總代

右之通り正ニ請取候也

樂々浦校學務委員惣代

明治十六年一月

東家甚右衛門印

明治拾六年一月生徒記

城崎

上等式人

東家甚右衛門印

中等式人

下等三人

メ金武拾六錢

上等式人

中等壹人

下等式人

メ金廿錢

上等壹人半

中等三人

下等式人

メ金廿五錢

上等式人半

中等三人

下等三人

メ金三拾三錢

記

一金拾三円五錢

右之通り正ニ請取候也

戸島村

記

一金四円九拾錢

右之通り正ニ請取候也

樂々浦村

二月分給料

樂々浦学校補助員

明治十六年二月

横田勝太郎印

城崎郡役所

美含郡役所

記

一金壹円四拾錢

右之通り正ニ請取候也

飯谷村

二月分給料

一金壹円四拾錢

右之通り正ニ請取候也

岸本唯之助

樂々浦学校助教員

明治十六年二月

城崎郡役所

美含郡役所

樂々浦学校學務委員總代
東家甚右衛門印

明治十六年二月

城崎郡役所

美含郡役所

樂々浦学校学務委員總代

一ヶ壹円五拾銭

テーブル代

右之通り正ニ請取候也

日当

一金三円

一ヶ壹円

東家甚右衛門出豊

記

城崎郡役所
美含

一ヶ壹円

横田勝太郎出豊

城崎郡役所
美含

一ヶ廿三銭

土瓶代

横田勝太郎出豊

明治十六年二月

谷口政吉

日当

樂々浦学校助教員

記

右之通り正ニ請取候也

城崎郡役所
美含

一ヶ廿三銭

土瓶代

横田勝太郎出豊

一金壹円拾錢

城崎郡役所
美含

一ヶ廿三銭

土瓶代

横田勝太郎出豊

記

城崎郡役所
美含

明治十六年二月

田中孫左衛門

一ヶ廿三銭

土瓶代

横田勝太郎出豊

瀬崎秀太郎

樂々浦学校助教員

一ヶ廿三銭

土瓶代

横田勝太郎出豊

明治十六年二月

瀬崎秀太郎

一ヶ廿三銭

土瓶代

横田勝太郎出豊

樂々浦学校助教員

一ヶ廿三銭

一ヶ廿三銭

土瓶代

横田勝太郎出豊

右之通り正ニ請取候也

樂々浦学校助教員

一ヶ廿三銭

土瓶代

横田勝太郎出豊

一金壹円三拾錢

城崎郡役所
美含

一ヶ廿三銭

土瓶代

横田勝太郎出豊

記

二月分給料

一ヶ廿三銭

一ヶ廿三銭

土瓶代

横田勝太郎出豊

明治十六年二月

東家甚右衛門

右之通り正ニ請取り候也

樂々浦学校助教員
記

明治十六年三月

谷口政吉

一金三拾五錢

角印代

城崎 郡役所

一ヶ七拾五錢

炭拾七ノ目代

美含 郡役所

一ヶ壹円

割木代

記

一金三円

三月分給料

右之通り正ニ請取り候也

一ヶ壹円

日當

樂々浦学校学務委員總代

一ヶ壹円

東家甚右衛門出豊

明治十六年三月

一ヶ三拾貳錢

白墨代

城崎 郡役所

一ヶ拾三錢

糞紙百枚代

美含 郡役所

一ヶ廿錢

間戸貼紙代

記

一ヶ四拾錢

卒業紙代

一金壹円三拾五錢

一ヶ壹円

タンクズ代

右之通り正ニ請取候也

一ヶ壹円

賞與品代

明治十六年三月

メ金七円拾五錢

樂々浦学校僕

右之通り正ニ請取候也

田中孫左衛門

樂々浦学校学務委員總代

城崎

657

明治十六年三月

東家甚右衛門印

明治拾六年三月生徒記

城崎郡役所

結村

美含

戸島村

明治十六年三月生徒授業料
一生徒三十四人

樂々浦学校

下等三人
メ式拾六錢

内七人

無授業料

上等式人

上等八人

但壱人六錢

中等式人

但式人以上二付半人ヲ減ス

下等式人

メ金四拾八錢

メ金廿錢

中等九人

但壱人四錢

上等式人半

但式人以上二付半人ヲ減ス

中等三人

メ金三十六錢

下等式人

下等十人

但壱人式錢

メ金廿五錢

但式人以上二付半人ヲ減ス

上等式人半

メ金式拾錢

中等三人

計金壱円四錢

下等三人

樂々浦校学務委員

メ金三拾三錢

東家甚右衛門

記

飯谷村

樂々浦村

第一節 明治維新と布達

一金拾壹円六拾五錢	城崎	右之通り正ニ請取候也	四月分教員以下月俸
樂々浦学校学務委員總代	美含	郡役所	東家甚右衛門印
明治十六年四月	記		
一金四円九拾錢	城崎	右之通り正ニ請取候也	一金壹円拾錢
樂々浦学校補助員	美含	郡役所	四月分給料
明治十六年四月	記		
一金三円	城崎	右之通り正ニ請取候也	一金三円
樂々浦学校助教	美含	郡役所	四月分給料
明治十六年四月	記		
一金壹円三拾錢	城崎	右之通り正ニ請取候也	一金三円
樂々浦学校助教	美含	郡役所	四月分給料
明治十六年四月	記		
一金壹円三拾五錢	城崎	右之通り正ニ請取候也	一金壹円三拾五錢
瀬崎秀太郎	美含	郡役所	四月分給料
明治十六年四月	記		

右之通り正ニ請取候也	下等六人	樂々浦学校僕
明治十六年四月	メ金三拾五錢	樂々浦村
城崎 郡役所	田中孫左衛門	上等壱人半
美含	中等武人	中等武人
記	下等武人	下等武人
一金三円拾八錢	メ金式拾壹錢	メ金式拾壹錢
一ヶ壹円八拾錢	書籍代	書籍代
一ヶ壹円七拾五錢	炭代	炭代
一ヶ貳拾六錢	副木代	副木代
メ六円九拾九錢	薪紙代	薪紙代
右之通り正ニ請取候也	上等式人	上等式人
樂々浦校学務委員總代	中等壱人	中等壱人
明治拾六年六月	下等式人	下等式人
東家甚右衛門印	メ廿錢	メ廿錢
樂々浦校学務委員總代	上等式人	上等式人
中等式人	中等式人	中等式人
下等三人	下等三人	下等三人
記	結村	結村
一金拾四円七拾五錢	戸島村	戸島村
五月分教員以下月俸	樂々浦村	樂々浦村
右之通り正ニ請取候也	中等式人	中等式人
城崎 郡役所	上等式人半	上等式人半
美含	中等式人	中等式人
記	樂々浦学校僕	樂々浦学校僕
樂々浦校学務委員總代	樂々浦校学務委員總代	樂々浦校学務委員總代

第一節 明治維新と布達

明治十六年五月

東家甚右衛門印

一金壱円三拾錢

五月分給料
右之通り正ニ請取候也

城崎郡役所
美含記

一金六円

右之通り正ニ請取候也

五月分給料

城崎郡役所
美含記

明治十六年五月

樂々浦学校教員
佐伯三郎太夫印

一金壱円拾錢

五月分給料
右之通り正ニ請取候也

城崎郡役所
美含記

一金式円

右之通り正ニ請取候也

五月分給料

城崎郡役所
美含記

明治十六年五月

樂々浦学校補助員
佐伯善造

一金三円

記

五月分給料

城崎郡役所
美含記

明治十六年五月

樂々浦学校學務委員總代
東家甚右衛門

東家甚右衛門印

明治拾六年六月

城崎 郡役所
美含

記

一金壱円三拾五錢

右之通り正ニ請取候也

五月分給料

上等式人半
中等式人
下等六人

飯谷村

樂々浦学校僕

明治十六年五月
田中孫左衛門

樂々浦学校僕

上等壱人半
メ金三拾五錢城崎 郡役所
美含

記

一金壱円拾錢

一ヶ壱円五錢

一ヶ壱円廿五錢

一ヶ八拾錢

一ヶ廿七錢

メ四円四拾七錢

右之通り正ニ請取候也

樂々浦学校学務委員總代

書籍代

豊岡出月當

炭代

枝木代

野紙代

上等式人

中等式人

下等三人

中等式人

下等式人

メ金式拾壹錢

上等式人

中等壱人

下等式人

メ廿錢

戸島村
樂々浦村

結村

メ金廿六錢

記

一金拾四円七拾五錢

六月分教員以下月俸

明治十六年六月
城崎 郡役所

美含 郡役所 記

樂々浦学校学務委員総代

明治十六年六月

東家甚右衛門印

一金壹円三拾錢

六月分給料

右之通り正ニ請取候也

樂々浦学校助教

明治十六年六月

城崎 郡役所

美含 郡役所

一金六円

記

六月分給料

樂々浦学校教員

明治十六年六月

佐伯三郎太夫印

一金壹円拾錢

記

六月分給料

樂々浦学校助教

城崎 郡役所
美含 郡役所

右之通り正ニ請取候也

記

一金武円

六月分給料

右之通り正ニ請取候也

城崎 郡役所
美含 郡役所

樂々浦学校補助員
佐伯善藏

一金三円 記	一金三円 記	一ヶ廿錢 茶代
右之通り正ニ請取候也	六月分給料	一ヶ三拾錢
明治十六年六月	樂々浦学校学務委員總代	一ヶ五錢六厘
城崎郡役所 美含	東家甚右衛門	メ武円六拾五錢六厘
明治十六年六月	樂々浦学校学務委員總代	右之通り正ニ請取候也
城崎郡役所 美含	東家甚右衛門印	手ダラ井代
一金壹円三拾五錢 記	六月分給料	郵便賃
右之通り正ニ請取候也	樂々浦学校僕	
明治十六年六月	田中孫左衛門	
城崎郡役所 美含	上等式人半	
一金壹円 記	中等式人	
一ヶ六拾錢 記	下等式人	
一ヶ五拾錢 記	メ金三拾三錢	
薪木代	上等式人半	
炭代	中等式人	
ヒンコウボン代	下等式人	
上等式人	メ金武拾壹円	
戸島村	樂々浦村	

中等壱人	金五円九拾三錢七厘	共儀費
下等式人	金拾壹円六拾弐錢	授業料
上等式人	金拾六円三拾七錢六厘	十五年度前半期地方稅
中等式人	金拾六円三拾七錢弐錢	十五年度後半期地方稅
下等三人	ノ金廿六錢	
		結村
一九、樂々浦小学校の経費	(瀬崎藤右衛門家所蔵文書)	
明治十六年自一月 至六月樂々浦小学校勘定帳		
一金百六拾八円四拾壹錢七厘	元請高	
内		
金三拾六円拾六錢五厘	前期越高	
内訳		
金武円六厘		
文部省十三年度分		
地方稅十三年度分		
地方稅十四年度分		
一金九円四拾弐錢六厘	十五年度前半期地方稅之分	
金七円拾七錢六厘	十五年度後半期地方稅之分	
一金百式圓六拾七錢六厘	一金百式圓四円五拾七錢六厘	共儀費
内		
金拾式円六拾七錢六厘	一金百式圓六拾七錢六厘	払高
内訳		
金六円拾六錢		
金六円拾六錢		授業料
内訳		
金五十円四円弐拾錢		
金拾弐円弐拾八錢		
教員給料		
書籍器械費		

城崎郡楽々浦小学校

學務委員

東家甚右衛門

城崎美含郡長

久保田周輔殿

營繕費

諸給料

薪炭油費

諸雜費

十五六年自七月至十二月樂々浦校準備
金十六年六月十四日郡役所納メ

一金四拾九円六拾九錢七厘

元払差引残金

内

金式円六厘

金九円四拾弐錢六厘

金七円拾七錢六厘

金五円九拾三錢七厘

金拾壹円六拾弐錢

金拾三円弐拾三錢弐厘

文部省十三年度分
地方稅十三年度分

地方稅十四年度分

共儀費

授業料

十五年後半期地方稅
十六年前半期仕払残り

右ハ明治十六年自一月至六月樂々浦小學校費諸払勘定帳書面

之通り相違無之候也

明治十六年十一月